

嘉永四年（一八五一年）八月 資料二五二一 二五三 三八一号
永久大般若転読掟の纏め

解説 嘉永二年に笠置寺は藩主藤堂高猷から大般若経六百巻と本尊十六善神一掛の寄進を受け、同じく大般若転読供養の実施財源として村方有力者から田地が寄進された。

この掟は笠置寺三院住持が誠実に法要を執行する旨を連署して村方に差し出したもの。背景には天保の頃から住持が無住となる事が多く、資産管理が村方の手に順次移行されて、村方の発言力が強まってきていたことがある。

これを受けて、笠置寺は村方に大般若祈願の修行を恙なく遂行する旨の一札をいれた。「掟」とはきつい言葉で、内容も万一勝手気儘に行動して、掟の通りに轉読修行を行わなければ、供料の田地からの上がりには渡さないというもので、そこには笠置寺住持に対する村方の不信の感情が表れているようである。

板札とは大般若経転読の際、祈祷される板札。一般の檀家へ配られる札は、版木で紙に印刷された札であるのに対し、板札はそれぞれ墨書される。

従って板札を配られる大倉一族四名とその他の四名はこの時笠置寺を支えていた人物として記憶されるべきである。

大般若経転読は現在も当時寄附の十六善神一掛を飾り、この時に寄進された大般若経六百巻により執行され、祈祷札が法要の翌日に今も配られている。

嘉永四年（一八五一年）八月 資料二五二号 永久大般若転読掟制定の経緯

原文（下書）

一去酉年中（注 嘉永二年）当山什宝大般若

経並本尊十六善神一掛

大檀那藤原朝臣高猷公

御再替新調御寄付被成置

候附^而は奉願寄付之仁も

有是成就御備ニ相成候ニ付任

先規年々八月三日於本堂

大檀那御武運長久随^而施

主家運増長之ため永久大

般若転読修行為供料

田地御寄附備被下大願主

并世話方御同意之上役方

御願申入御田地本書御預^り

久永（注・清書では永久）御世話被成下候段当山

衆徒中忝大慶仕候依之

掟書之通當日祈願修行
可仕候万一勝手□（注・清書では気儘）掟之通
転読修行不唱之節ハ
右作徳米御渡不被下候とも
不苦候為其山内沙汰
之上連印一書差入候如件、

嘉永四^{ママ}戊年（一八五一年）八月

笠置寺 福寿院 南海
文殊院 法全
多聞院 智観

庄屋

大倉善右衛門殿
大倉善十郎殿

本願主

大倉治郎左衛門殿

世話方

木屋丈助殿
湯葉屋清吉殿

資料二五三号

原文（清書）

永久大般若転読掟

一、板札左之通 御奉行所
北御代官所
南両庄屋

奉願御経寄附人

大倉又十郎
大倉善右衛門
大倉善十郎
大坂屋庄次郎
大和屋勘兵衛
永久転読本願主

大倉治郎左衛門
同世話方 木屋丈助

湯葉屋清吉

- 一、切札 四百枚 但し大杉厚八ツ切
- 右者南北笠置、有市、切山、広岡
- 村之庄屋方へ相願差出事、尤世
- 話方ヨリ御届被下候事

一、当日導師は時之年預相勤候事

- 一、衆僧、山内三ヶ寺并末寺、栗栖寺、
- 西福寺、安楽寺、東福寺、

右七ヶ寺ニテ相勤候事、但し為初穂

式匆宛

一、祈禱中并施主候方、当日中飯

一汁一菜香ノ物ニテ振舞致候事

一、年々賄方、時之年預坊ニテ

賄致候事

右掟書畢